

## 入 札 公 告

条件付一般競争入札を下記のとおり行うので、南但広域行政事務組合財務規則（平成 25 年規則第 17 号）第 88 条の規定により公告する。

平成 25 年 12 月 11 日

南但広域行政事務組合  
管理者 広 瀬 栄

### 記

#### 1 入札に付する事項

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 工事番号  | 南広総(工)第 1 号        |
| (2) 工 事 名 | 南但広域事務所改修工事        |
| (3) 工事場所  | 兵庫県養父市堀畑地内         |
| (4) 工事概要  | 内装改修工事 1 式         |
|           | 外壁補修工事 1 式         |
|           | 電気設備改修工事 1 式       |
|           | 機械設備改修工事 1 式       |
| (5) 工 期   | 平成 26 年 3 月 10 日限り |

#### 2 応募形態

単独企業による。

#### 3 入札参加資格

本工事の入札に参加する資格を有する者は、平成 25・26 年度南但広域行政事務組合の建設工事契約に係る競争入札参加資格者で、資格確認資料提出時において次に掲げる要件を全て満たしていること。

##### (1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
- イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 条）第 15 条の規定による「建築工事業」に係る特定又は一般建設業の許可を有すること。
- ウ 南但広域行政事務組合の入札参加資格で工種が「建築一式」を希望していること。
- エ 建設業法に規定する総合評定値通知書の有効期間が、本契約締結予定日（平成 26 年 1 月）までであること。
- オ 養父市・朝来市に本店又は支店を有する者であること。
- カ 建設業法に規定する経営事項審査の結果の「建築一式」において総合評定値が 749 点以下の者であること。
- キ 養父市及び朝来市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び

入札日に受けていないこと。

ク 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。

ケ 当該工事の設計業務等の受託者が示されている場合は、当該受託者でなく、以下にも該当しないこと。

(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係が認められる場合

サ 入札参加申込期限日において、直前決算に係る法人税及び消費税(地方消費税を含む。)並びに養父市及び朝来市に係る市税を滞納していないこと。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 建設業法第27条の18の規定による「建築工事業」の監理技術者資格者証を有する監理技術者又は主任技術者を本工事に配置できること。

ただし、請負金額が、2,500万円を超える場合は、専任で配置できること。

なお、監理技術者の配置を求める場合における監理技術者講習終了証については、監理技術者資格者証の交付を平成16年2月29日までに受けている場合は不要とし、監理技術者講習を平成16年2月29日までに受けていたが、監理技術者資格証の交付を平成16年3月1日以降に受けている場合には、改正前の建設業法の規定による指定講習受講終了証をもって代える。

イ 技術者は常勤の自社社員であり、かつ資格確認資料提出時において引き続き3箇月以上の雇用関係を有するもので、請負金額が建設業法施行令第27条に定める金額以上である場合は、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事

現場に配置すること。なお、配置予定技術者の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き認めない。

#### 4 契約条項等の閲覧場所及び期間

南但広域行政事務組合建設工事請負契約書については、次のとおり閲覧に供する。

##### (1) 閲覧場所

兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但広域行政事務組合総務課      電話番号 079-665-0146

##### (2) 閲覧期間

平成 25 年 12 月 11 日（水）から平成 26 年 1 月 8 日（水）まで（南但広域行政事務組合の休日を定める条例に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

#### 5 入札参加申込書等の交付方法

交付する書類

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書

(2) 条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

(3) 配置予定技術者の資格

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

(5) 工事請負入札書（以下「入札書」という。）

(6) 工事積算内訳書（以下「内訳書」という。）

南但広域行政事務組合のホームページからダウンロードしてください。

#### 6 入札参加の申込み

本工事の入札参加を希望する者は、条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書を持参し提出する。入札日までに反社会的行為があった時は、受付を取り消す。

##### (1) 提出期間

平成 25 年 12 月 11 日（水）から平成 25 年 12 月 20 日（金）まで（休日を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

##### (2) 提出場所

兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但広域行政事務組合総務課      電話番号 079-665-0146

##### (3) 提出資料等

条件付一般競争入札（事後審査型）参加申込書

##### (4) 提出部数

1 部

#### 7 仕様書、設計書及び図面の配布・閲覧期間

(1) 仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）の配布・閲覧場所

兵庫県養父市堀畑 550 番地

(2) 配布期間

平成 25 年 12 月 11 日（水）から平成 25 年 12 月 20 日（金）まで（休日を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

(3) 閲覧期間

平成 25 年 12 月 11 日（水）から平成 26 年 1 月 8 日（水）まで（休日を除く。）の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

8 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料

(1) 南但広域行政事務組合財務規則第 90 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 開札後、入札執行者から下記の入札資格確認資料の提出を求められた入札参加者は、提出を指示された日から 2 日以内（休日を除く。）に、南但広域行政事務組合総務課まで各 1 部提出すること。

なお、様式等は、交付期間内に取得しておくこと。

ア 条件付一般競争入札（事後審査型）参加資格確認申請書

イ 配置予定技術者の資格

ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

エ 提出資料等

(ア) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載し、資格証明書・講習終了証等の写し、及び 3 箇月以上の雇用関係が確認できる保険証等の写しを添付すること。また、入札参加要件として、当該技術者に同種又は類似の工事経験を求めている場合には、過去 15 年以内に工事が完成し、その引渡しが完了しているものに限り記載するとともに、同工事に係る契約書等の写し等、同種又は類似工事であることが確認できる書類を添付すること。

(イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第 27 条の 29 の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

オ 資料を提出したが、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又電送によるものは受付しない。）し、説明を求めることができる。

カ 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を（２）の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

9 現場説明会  
実施しない。

10 設計図書に関する質疑

（１）質疑書の提出

ア すべて書面（任意様式）をもって行う。

イ 書面は持参又はファックスで受け付ける。

ウ 提出期限

平成 25 年 12 月 23 日（月）の午後 5 時までとする。

エ 提出先

兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但広域行政事務組合総務課

電話番号 079-665-0146

F A X 番号 079-665-0897

（２）回答書の閲覧

ア 回答書は閲覧とする。

（参加申込者へファックスの予定。ただし、閲覧日初日より遅れる可能性がある。）

イ 閲覧場所

兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但広域行政事務組合総務課

電話番号 079-665-0146

ウ 閲覧期間

平成 25 年 12 月 25 日（火）から平成 26 年 1 月 8 日（水）まで（休日を除く。）  
の毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

11 入札執行の日時及び場所等

（１）日 時

平成 26 年 1 月 9 日（木）午後 1 時 30 分から

（２）場 所

兵庫県養父市堀畑 550 番地

南但広域行政管理センター 2 階 会議室

（３）方 法

直接入札

12 予定価格の事前公表

なし。

13 最低制限価格  
あり。

14 内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、ホームページで交付する様式の内訳書を提出すること。なお、入札金額と積算金額は同額とすること。
- (2) 内訳書が未提出であり、又は提出された内訳書が未記入である等の場合は、入札書は無効とする。

15 入札に関する条件

入札に参加する者は、次の事項を遵守すること。また、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (1) 入札の執行にあたっては、入札執行職員（以下「職員」という。）の指示によること。指示に従わないときは、入札会場から退出を命じる。
- (2) 入札執行時刻に入札者（代理人が入札する場合は、委任状が必要）が入札執行会場に入室していること。
- (3) 入札に参加する資格を有する者が入札を行うこと。
- (4) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を職員に提出すること。
- (5) 入札参加者は、入札書を記名押印のうえ作成し、封筒に入れ、封印、封かんし、入札会場において職員の指示に従って入札箱に投入すること。
- (6) 入札書の記載にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札金額は、アラビア数字で表記すること。
- (8) 入札書を入札箱に投入した後においては、入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (9) 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、また、天災地変等やむを得ない事由が生じた時は、入札の執行を中止することがある。
- (10) 入札を希望しない場合には、入札開始時間までに入札辞退届を提出する。
- (11) 入札回数は2回を限度とする。
- (12) 最低制限価格を設けたときは、その価格を下回る入札をした者は失格とする。

16 無効となる入札

次の入札は無効となる。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が契約担当者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 委任状を提出しない代理人がした入札、又は代理人の意思表示がない入札
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみのとき含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 入札書の入札金額が訂正されているとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

## 17 落札者の決定方法

落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるとみとめられるときは、その者を落札者としなないことがある。

- (1) 落札者の決定については、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合には、くじ引きで落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

## 18 入札保証金 免 除

## 19 契約書の締結

- (1) 落札者は、契約決定の日から7日以内に契約書を提出すること。
- (2) 予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約にあっては、南但広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和58年条例第9号）の規定により、組合議会の議決案件であるため、落札決定後組合が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の議決があったとき、地方自治法第234条第5項に規定する本契約書となる。
- (3) 落札決定後、契約までの間に落札者が、入札参加の資格制限又は組合から指名停止を受けた場合、仮契約は締結せず、仮契約を締結しているときは解除する。なお、この場合、組合は一切の損害賠償の責を負わない。

## 20 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。

## 21 支払条件

| 前 金 払                      | 有 |                     |                    |
|----------------------------|---|---------------------|--------------------|
| 中間前金払と<br>部分払の選択<br>該当工事の別 | 有 | 中間前金払を選択<br>した場合    | 中間前金払 有<br>部分払 0 回 |
|                            |   | 中間前金払を選択<br>しなかった場合 | 部分払 1 回以内          |

### (1) 前払金

保証事業会社と前払金に関し保証契約をした者に対しては、契約金額の 10 分の 4 以内の前金払を行う。なお、工期が 2 箇年度以上にわたる契約については、各年度ごとに当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内の前金払いを行う。ただし、1 工事当たりの前金払の限度額は、1 億円とする。

また、請負金額が 500 万円以上の場合のみ、対象となる。

### (2) 部分払

上記に示す回数以内の部分払いを請求することができる。なお、南但広域行政事務組合の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

## 22 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後 1 箇月以内に証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 下請業者の選定及び建設資材等の購入は、可能な限り養父市、朝来市内業者を活用すること。
- (3) 下請代金や支払条件の決定に当たっては、建設業法その他関係法令を遵守し、下請人等にしわ寄せが生じないようにすること。
- (4) 申込書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出された資料等は返還しない。
- (6) 申込期限日以降は、原則として申込書又は資料の差し替え及び再提出はできない。
- (7) 申込書等に虚偽の記載をした者は、養父市及び朝来市の指名停止基準に準じて、指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (8) 入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9) 提出された書類等は、組合において無断で使用することはできないものとする。